

2025年度

# 対市総合要求書





# 2025年度 対市総合要求書

2025年9月20日

豊中市教職員組合

## <勤務労働条件にかかわる要求項目>

### 【基本項目】

1. 労使慣行を遵守し、教職員の勤務労働条件を改善すること。
2. 勤務労働条件にかかわる内容について、ていねいにかつ真摯な事前の情報提供および事前協議をおこなうこと。
3. 改正給特法等による健康確保措置の策定等や教員の処遇改善について、勤務労働条件に関する事項は、十分な交渉・協議をおこなうこと。
4. 教職員の早急な業務削減、業務の適正化など具体的措置を講じることで、教職員一人あたりの在校等時間の縮減と長時間労働の是正をはかること。
5. 市教委は服務監督権者として、労働基準法に規定される実質的な「休憩時間」が確実に保障されるよう措置すること。また、休憩時間がとれないときの保障を講ずること。
6. 産休・育休・病休・介護休暇等にもなう臨時的任用教職員などを、引き続き、すみやかに配置するなど教職員が安心して働き、休暇等を取得できる職場環境を整備すること。
7. 教職員の母体保障や育児に関する休暇制度等について適切に措置を講ずること。また、心身ともに安心して出産・育児ができるよう代替者の確保を計画的かつ確実にこなうこと。
8. 「地方公務員法第39条」ならびに「教育公務員特例法第22条第2項」の趣旨およびその重要性について、管理職・教職員に周知徹底し、教職員の創造的な研修を保障すること。また、この制度が取得しにくいような職場環境にならないよう対応すること。
9. 常態化している多忙な状況を改善するため、豊中市独自の人的支援については継続し、さらに小・中・義務教育学校における諸課題については現場の意見を十分に聞き、実態に応じて計画的に人的支援を拡充するなど、教職員の働き方改革を早急に推進すること。
10. 部活動指導が教職員の長時間労働の大きな要因となっていることをふまえ、国のガイドラインや府の方針にもとづき、教職員の業務削減のために適切な対策を講じること。
11. 「全国学力・学習状況調査」「大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）」「チャレンジテスト」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、子どもや教職員の過度な負担になっていることから、改善をはかること。
12. 進路保障・進路指導について、教職員の多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。

13. 南部の学校が直面している教職員が安心・安全に働ける職場環境の整備をはかること。  
また、2026年4月開校予定の庄内よつば学園にかかわり、現場の意見を聞きながら、想定される教職員の負担軽減について具体的措置を講ずること。
14. 小中一貫教育を推進するにあたり、教職員が安心・安全に働ける職場環境の整備をはかること。  
また、現場の意見を聞きながら、想定される教職員の負担軽減について具体的措置を講ずること。
15. 「出退勤システム」については、運用目的を逸脱せず、長時間労働や時間外勤務の解消にむけ、業務の削減や人的支援をはじめ具体的な施策や対策を早急におこなうこと。「出退勤システム」に関する課題や問題点について、豊中市教職員組合と引き続き十分な協議をおこなうこと。
16. 2019年8月、市教委が「教職員の勤務時間の適正化」へむけてとりくむ最重点とした「人的支援」と「業務削減」について、市教委が率先して確実な対応をすすめていくこと。
17. 「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求、暴言などへの対応」によって、日々の業務に支障をきたす、教職員の精神負担軽減などへの具体的な対策を講ずること。
18. セクシュアル・ハラスメントを防止するため、「セクシュアル・ハラスメント防止及び対応に関する指針」を周知し、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりを整備すること。  
また、性的指向・性自認に関わらず教職員が安心して働くことのできる職場環境づくりをすすめること。
19. パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメントへの対応を充実するため、相談窓口・問題解決システムの周知と充実をはかること。
20. 豊中市教委として女性活躍推進法（2016年4月施行、2022年改正施行）にもとづく「公立学校における特定事業主行動計画」を早急に策定するなど教職員の働きやすい職場環境の整備をはかること。また、策定の際には事前に協議すること。さらに、性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること。
21. 2015年度より夏季休業日が短縮された趣旨を改めて管理職に徹底し、年間を通して教職員が子どもと向きあい、寄り添う時間や授業の研究・研修などの時間を確実に保障するなど、教職員の在校等時間の適正な把握や特に課業期間中の長時間労働の是正をはかること。さらに、夏季休業日が短縮された8月下旬の5日間の午後については、2学期はじめの期間であり、教職員が創意工夫の持てる時間となるよう在校等時間を意識した働き方にすること。
22. GIGAスクール構想によるICTを活用した教育活動をおこなう（保守・点検なども含む）ためのICT支援員を、改めて全校に常時配置するなど教職員の負担軽減をはかる措置を講ずること。
23. 「ICT校務支援システム」に関する課題や問題点は、教職員の負担軽減をはかるため、その使用方法やシステムの改修など、現場実態に応じた協議をおこなうこと。
24. 「教職員の評価・育成システム」実施にあたり、管理職への提言シート等で明らかになった勤務労働条件の課題や問題点については、早急に対処すること。
25. 「教職員の評価・育成システム」が給与・処遇に反映されることをとりやめるよう府に強くは

たらきかけること。従来からの確認を遵守し、十分に協議するとともに「授業アンケート」の実施に関する課題や問題点を解消すること。「教職員の評価・育成システム」について、労働組合が参画する苦情処理機関を設置すること。

26. 「労働安全衛生法」をふまえ、学校施設事業場安全衛生委員会を充実し、長時間労働者などへの対応、職場の労働環境や勤務条件の改善などをすすめ、教職員の健康・安全管理の推進をはかること。
27. 豊中市教育長の通知により「学校の事務」となっている「PTA会費の徴収」については、教職員の業務負担とならないよう、改善をすること。
28. 2022年度2学期から実施されている中学校給食については、現場の過度な負担とならないよう、勤務負担軽減をおこなうこと。
29. 豊中市に初めて設置された児童養護施設の子どもたちや通学する校区の学校園に対する人的支援など、負担軽減の具体的な措置をさらに推進すること。
30. 教職員一人ひとりの業務量を減らすために、小・中・義務教育学校すべての学年で実質的な35人学級を実施するなどし、教職員の働き方改革を一層推進すること。

#### 【事務職員部】

31. 諸制度の新設やとりあつかいを変更する際は、学校で発生する業務について十分な説明と協議をおこなうこと。学校事務職員の業務負担にならないための措置をはかること。
32. 36協定を実効性のあるものとするために、学校における業務が少数職種である学校事務職員へと過度に集中しないように校長を指導するなど、服務監督権者として学校事務職員の長時間労働の是正をはかること。また、学校事務職員の労働時間に関する実態の把握と改善に向けた協議を継続しておこなうこと。
33. 学校における事務の効率化に向けた共同学校事務室について、安定した運営を保障するための条件整備をおこなうこと。
34. 学校事務職員の執務環境と個人情報保護の観点をふまえ、事務室を確実に設置するとともに、業務に支障をきたさないために必要となる施設整備や改善を継続しておこなうこと。
35. 「障害」のある学校事務職員が働きやすい環境の整備・改善をおこなうこと。採用後も安心して働き続けられるよう、継続的なヒアリングをするなど任命権者としての条件整備をはかること。

#### 【養護教員部】

36. 児童生徒健康診断票の校務支援システムへの入力作業において、業務負担軽減策を講ずること。
37. 業務過多によって、心身に支障をきたす程の時間外勤務をせざるを得ない養護教員の業務負担軽減のための対策を講じること。
38. 宿泊を伴う学校行事において、養護教員の業務負担とならないよう対策を講じること。

39. アレルギー疾患に対する学校対応マニュアルの改訂にともない、養護教員だけの負担とならないよう適切な措置を講じること。
40. 帰国・渡日の日本語を母語としない児童生徒、保護者等の対応において、養護教員の業務負担となっている。すべての検診の通訳実施や通訳者の通訳力の把握、指導など業務負担軽減のための対策を講じること。

#### 【栄養教職員部】

41. 栄養教職員でなければ果たすことのできない職務の明確化を図り、栄養教職員がその専門性を発揮し、本来の職務に集中できるよう、環境を整備し、勤務労働条件の改善をおこなうこと。
42. 栄養教職員に産休・育休・病休・介護休暇等が生じたときは、臨時技師をすみやかに配置し、欠員状況をつくらない等栄養教職員が安心して働ける職場環境を整備すること。また、栄養教諭の代替は栄養教諭免許保持者にすること。代替措置できない場合は、事務作業を含め業務に支障をきたさないよう支援・協力体制をつくること。このことは、給食センター等複数配置職場においても同様とすること。また、豊能地区講師希望者登録制度に栄養教職員も加えること。
43. 栄養教諭および学校栄養職員の業務負担軽減をすること。

### ＜教育内容等にかかわる要求項目＞

1. 教育委員会制度における中立性・安定性・継続性を確保すること。
2. 教育内容等にかかわる内容について、ていねいにかつ真摯な事前の情報提供および事前協議をおこなうこと。
3. 「豊中の教育」の充実・推進にむけて教育関係予算を増額すること。
4. 教育課程の編成については、各学校の判断ならびに創意工夫を尊重すること。
5. 公文書・卒業証書などにおける年表記は国際歴（西暦）でおこなうこと。
6. 指導要録改訂については、豊中市におけるこれまでの経緯を十分にふまえて対応していくこと。
7. 国籍条項の完全撤廃や教諭（指導専任）として採用された教職員が管理職への任用資格を有するよう関係部署にはたらきかけること。
8. 人事異動については、各学校現場の状況を最優先し、学校運営上、教職員に過度な負担が生じないように、適切におこなうこと。
9. 大阪府の「平和教育基本方針」や豊中市の「平和教育推進のための指針」にもとづき、各学校で平和教育を推進するよう、「平和教育実践事例集」を作成する等、積極的に対応すること。また、人権平和センターを教職員に広く周知すること。さらに、子どもたちにとっても内容が充実した施設になるよう、関係部署ととりくむこと。
10. 無償化された保護者負担費については、保護者負担の軽減と教育の充実がはかれる制度の構築に向けて引き続き整理すること。
11. G I G Aスクール構想による I C Tを活用した教育については、これまで豊中が大切にしてきた、ともに学びあい、つながり、高めあう学習活動をより一層深めていくためのひとつの方法であるという認識に立ち、対応すること。また、現場の実態を十分に把握し、拙速な対応とな

らないよう、豊中市教職員組合とていねいな協議をおこなうこと。

12. 「A I型学習ドリル」「教育DX」の導入によって教職員の負担増にならないようにすること。事前に豊中市教職員組合と真摯に協議をおこなうこと。また、各学校のネット環境をより充実させること。
13. 道徳教育については、これまでの「豊中の教育」をふまえ、人権に根ざしたものであること。また、「特別の教科道徳」において懸念されている、一方的な価値観や規範意識の押しつけにならないようにすること。
14. すでに実施された悉皆による「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）」については、序列化や過度の競争につながるおそれがある市全体や各学校個別の調査結果は絶対に公表しないこと。
15. 小学校の水泳指導の民間委託に関して、課題や問題点を豊中市教職員組合と協議をおこなうこと。
16. 臨時的任用教職員の継続雇用に努め、引き続き、一時金等の賃金改善・権利保障等の労働条件の改善を府にはたらきかけること。また、臨時的任用教職員経験を採用時の評価にとり入れるよう豊能地区教職員人事協議会に要請すること。臨時的任用教職員の採用試験受験については職免扱いとすること。豊中で勤務し採用試験に合格した臨時的任用教職員は、積極的に豊中で採用することや、新規採用教職員枠を増やすように豊能地区教職員人事協議会に強くはたらきかけること。
17. 市費講師の処遇を改善すること。
18. 「教職員の評価・育成システム」実施にあたっては、確認を遵守し、十分協議すること。また、「授業アンケート」実施についても十分協議すること。あわせて「教職員の評価・育成システム」実施にあたり、管理職への提言シート等で明らかになった勤務労働条件の課題や問題点については、早急に対処すること。
19. 「首席」や「指導教諭・指導養護教諭・指導栄養教諭」の配置・職務内容などについては、十分に協議すること。また「新たな職（主務教諭）」の設置についても、豊中市教職員組合と十分に協議をすること。
20. 学校図書館司書との連携のもと、学校図書館教育・情報教育の充実や推進がはかれるようにすること。
21. 豊中市立学校認定研究会については、引き続き時間と場所、予算の保障をおこなうこと。また、新しく現場に提案するものや課題については、事前に豊中市教職員組合と真摯に協議をおこなうこと。豊中市立小中学校教育研究会〔市教研〕については、予算を確保するとともに時間と場所の保障も引き続きおこなうこと。また、市費講師の研修権を保障すること。会場として市教育センターの活用は認定研究会、市教研ともにおこなうこと。
22. 豊能地区教育課程研究協議会が充実した研究協議の場となるよう、実践報告の意義をあらためて市教委内で共有し、教職員に周知すること。また、研究協議会での課題や問題点については、事前・事後もふくめ十分に協議すること。
23. 既設校の大規模改修の整備を継続してすすめること。その際、「豊中市学校施設長寿命化計画一第3・4章改訂版一」や大規模改修に該当しない学校も含め、以下の点を検討し、計画的改修をすすめること。また、各学校からの施設・設備の要望についてはすみやかに対応すること。さらに、改修にあたっては現場教職員との協議をおこなうこと。

○洋式多目的トイレ（だれもが利用できる）の複数設置

- トイレの抜本的改修・業者委託による清掃の回数を増やすなど
- 児童・生徒用更衣室、中学校クラブ活動部室や更衣室の設置
- 教室内校内電話の設置
- 学校図書館の改修と設備・備品の充実、大型書架の計画的整備
- 児童会室・生徒会室の確保と整備
- 体育館・プールの抜本的改修と温水シャワー設置
- すべての教職員のための休養室・更衣室・休憩室・駐輪場の完備と設備充実
- すべての教職員のためのトイレの設置
- 教職員トイレの温水暖房便座の拡充
- 教職員更衣室への温水シャワー、排水設備・洗濯機の設置
- 事務室の整備
- 防災・消防関係設備の整備、危険箇所の徹底除去
- 電話設備の抜本的改善
- 録音機能・ナンバーディスプレイのある電話機をすべての学校へ設置
- エレベーターの安全点検
- エレベーターの2基めの設置

24. 各学校の教育を充実させるため、予算に関してとくに以下の項目の充実をはかること。

- 体験バス（借り上げバス）の復活
- 教職員用タブレットの修繕費用
- 現場の要望に沿った指導者用デジタル教科書の配信やデジタル学習ツールを整備・充実
- 人権啓発予算の増額
- 通級の予算の確保
- プール清掃の業者委託
- 老朽化した教具等の更新のために配当された予算の維持及び増額
- 保護者負担費の増額
- 「ハギハッキョ（夏期学校）」「ハギハッキョキャンプ」「韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい」の予算確保
- 「多文化フェスティバル（主催：とよなか国際交流協会、後援：豊中市教育委員会）」の予算確保
- 医薬材料費の増額
- 検診器具などの高額な備品

25. 各学校の教育を充実させるため、人員の配置・人員増に関してとくに以下の項目の充実をはかること。

- ICT支援員の増員、時間の拡充
- 大規模校の教育業務支援員の増員
- 全小学校にスクールカウンセラー（SC）を配置
- 渡日してきた子どもの実態・必要に即した通訳の充実・拡大
- 豊中での民族講師の配置
- 支援教育サポーターの校外学習・宿泊行事の付き添い
- 看護師派遣事業の拡充

- 保健業務を担う非常勤職員の配置
- デリバリー加配の維持・拡充

## <人権課題にかかわる要求項目>

### 【人権・同和教育】

1. 人権・同和教育推進のため、次の事項を要求する。
  - (1) 「部落差別解消推進法」（2016年）「障害者差別解消法」（2021年改正）「ヘイトスピーチ解消法」（2016年）の施行をふまえ、差別の現実と人権・同和教育の重要性を改めて認識し、豊中の人権・同和教育をさらに推進すること。また、「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について（答申）」（2018年3月）をふまえ、具体なとりくみや人権・同和教育をさらにすすめるための学校体制づくりを推進すること。
  - (2) 豊中市人権教育研究協議会の活動にかかわって補助金・委託料をはじめ、事業への支援を引き続きおこなうこと。
  - (3) 0歳から15歳という期間で、子どもたちの豊かな育ちを支えていくためにも公立認定こども園（24園）が、また今後、公立園が廃園されて民間委託となった園も継続して、豊中市人権教育研究協議会の活動に継続して参加できるよう、引き続き関係部署と連携し対応すること。
  - (4) 3市2町を統括し、人権教育実践の推進・発信の中心的役割を担っている豊能地区人権教育研究協議会の活動にかかわって補助金をはじめ、事業への支援を引き続きおこなうこと。また、2月におこなわれる豊能地区人研実践交流会の周知と教職員が参加しやすい体制づくりを支援すること。
  - (5) 人権・同和教育をどのように推進するのか、その展望と具体的施策について明らかにすること。
    - ① 「部落差別解消推進法」（2016年）に対する認識を示すとともに、部落差別解消における具体的な施策を明らかにすること。
    - ② 「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について（答申）」（2018年3月）に対する認識を示すとともに、具体的な施策を明らかにすること。
    - ③ インターネット上での差別的な書き込み等の防止、解消・削除にむけて迅速に対応すること。また、子どもたちの情報モラル向上にむけ教育啓発をおこなうこと。
    - ④ 「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の施行や「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について（答申）」（2018年3月）をふまえ、改訂された「人権教育推進プラン」を周知し、具体的施策をすすめること。
    - ⑤ 「地区」のある学校の、同和教育をはじめとする人権教育推進のための諸条件を引き続き整備すること。隣接校についても引き続き施策をおこなうこと。
      - i. 「地区」のある学校ならびに隣接校に対し、人員配置について工夫し、市としてその配

置の実現において府に積極的にはたらきかけること。

ii. 「地区」のある学校ならびに隣接校に対し、予算保障をおこなうこと。

- ⑥「人権教育啓発推進事業」について、豊中市内の人権教育における啓発・推進の具体的な検証と、その成果や課題を明らかにするとともに、今後の具体的な展望を示すこと。
  - ⑦管理職が自ら人権意識を高め、人権・同和教育推進の責務を果たすようにはたらきかけるとともに、教職員が人権・同和教育に関する研修や研究会等に参加しやすい体制づくりをするようにはたらきかけること。
  - ⑧管理職を含めたすべての教職員が、人権・同和教育推進の責務を果たすようにはたらきかけること。また、継続的に研修ができるよう計画をすすめるとともに研究大会参加等に対しては、支援や助成をおこなうこと。
  - ⑨豊中市が2019年に実施した「人権についての市民意識調査」の結果・分析をふまえ、人権教育や啓発を推進していくこと。
- (6) 新規採用者・転任者、勤務年数が短い教職員を対象に、これまでの豊中のとりくみが継承されるよう充実した研修を実施すること。その際、豊中市人権教育研究協議会との連携を深め、研究推進校等で蓄積された教育実践・経験を十分に活かすよう考慮すること。
- (7) 人権教育読本「にんげん」の復活もしくはそれに代わる人権教育啓発教材を、子ども一人ひとりに配布するよう、府に強くはたらきかけるとともに、各学校に2016年度に改訂版を配布した人権教育教材(CD)を周知し、活用をさらに推進すること。
- (8) 府・文部科学省事業についての情報は、各校・校区へていねいに伝えること。あわせて人権教育教材集・資料の活用を広げるよう府にはたらきかけること。
- (9) 人権教育資料室(仮称)を市教育委員会内に設置すること。
- (10) 「人権まちづくりセンター」から市の機構改革により新しくなった「人権平和センター」が、引き続き、子どもたちにとって地域の安心した居場所となり、また、人権尊重に根ざした子どもたちの仲間づくりをはじめとするとりくみを学校と連携してすすめていく施設であり続けられるよう、関係部署ととりくむこと。

## 【進路保障】

- (11) 人権・同和教育の総和である進路保障をより一層推進するため、進路保障の実践を助成し、充実・促進をはかること。
- ①希望するすべての子どもの後期中等教育を保障するため、高校進学率を高めるよう、府教委(府教育庁)に強くはたらきかけること。
  - ②入学者選抜制度の変更によって明らかになった課題、とくにオンライン出願の課題の早急な解消やこれまで公立高校が担ってきた役割が後退することのないよう府教委(府教育庁)に強くはたらきかけること。
  - ③2025年3月に示された「大阪府立高等学校入学者選抜制度改善方針」について、子どもの不利益にならないよう、また現場の教職員の負担が増えないよう、市教委として対応するとともに、府教委(府教育庁)にも強くはたらきかけること。

- ④渡日生徒が母語で高校受験できるよう制度改善を求めること。また、渡日年齢などの条件の改善を求めること。
- ⑤「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を行う高等学校を豊能地区でも設置するよう府に求めること。また、私立高校の入試でも受験上の配慮がおこなえるよう、関係各機関に働きかけること。
- ⑥進路保障・進路指導のとりくみが充実するように、府教委（府教育庁）や市教委が連携しながら必要な支援をおこなうこと。府教委（府教育庁）に撤廃された「中学校進路指導支援事業」の早急な復活を強くはたらきかけること。
- ⑦国・私立中学校進学問題について、市教委として対策をおこなうこと。
- ⑧豊中市進路保障委員会の諸条件を整備・充実すること。
  - i. 豊中市進路保障委員会の活動を円滑にするため、加配や時間講師などを措置すること。
  - ii. 豊中市進路保障委員会への事業委託金を増額し、補助金を支給すること。

### 【インクルーシブな「障害」児教育】

2. インクルーシブな「障害」児教育の推進のため、次の事項を要求する。

- (1) 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法（一部改正）」等、国際的な障害者施策の潮流となっているインクルージョンの理念や人権モデルをふまえ、「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」豊中の教育をさらに推進・充実・発展させること。
- (2) 2022年4月27日に文科省から出された「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知に「支援学級在籍児童・生徒の学びの場の変更やその時間数」がめやすとして例示されているが、「豊中市障害児教育基本方針（改定版）」や「障害者差別解消法（一部改正）」の施行などをふまえ、豊中市が長年にわたりとりくんでいる「障害」のあるなしにかかわらず「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」豊中の教育が後退しないように努めるとともに、さらに推進・充実・発展させること。
- (3) 2023年度より、全市立学校に設置された通級指導教室の運用について、「豊中市障害児教育基本方針（改定版）」にある「障害」のあるなしにかかわらず、「ともに生き、ともに学び、とも育つ」豊中の教育を後退させないよう努めるとともに、さらに推進・充実・発展させること。
- (4) 市町村への学級編制権の移譲をふまえ、「障害」児学級在籍児童・生徒について、「原」学級とのダブルカウントを早急におこない、1学級あたりの児童・生徒数が上限を超えないよう弾力的な運用をすすめること。
- (5) 豊中の「障害」児教育の一層の推進・充実のため、通学手段の保障・関係教職員の配置・施設・設備・備品充実などの施策をおこなうこと。
  - ①府教委（府教育庁）に対し、種別・人数による学級設置ではなく児童・生徒の実態に即した教職員の配置を強く要請すること。また、1クラスの定員数も、特別支援学校の学級編成の標準にあわせるよう強く要請すること。
  - ②「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケアの必要な子

どもの教育を保障すること。特に介助員・看護師の配置を確実におこない、できる限り派遣される看護師を固定すること。また、登下校や給食対応についても保護者負担を求めず適切に対処すること。

- ③バリアフリー法の改正に基づき、エレベーター、スロープ等による段差の解消、車イス使用者トイレなど市内公立学校の施設のバリアフリー化のとりくみをすすめること。
  - ④点字が必要な子どもの教育を保障すること。特に教材作成において、保護者や学校の負担にならないようにすること。
  - ⑤GIGAスクール構想によるICTを活用した教育のすすめ方については、豊中市がこれまで大事にしてきた「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」教育をさらに発展させるために活用されるよう、引き続き協議すること。
- (6) 泊をともなう行事など学校行事において、「障害」児童・生徒が引率なども含め、介助や付き添いを必要とする場合は、介助員・医師・看護師などの人的支援をするとともに措置を予算化すること。
  - (7) 「障害」児の就学・進学にあたっては、「ともに生き、ともに学び、ともに育つ」教育の主旨をふまえ本人および保護者への対応をおこなうこと。また、振り分けをおこなうような「就学指導委員会」などは設置しないこと。
  - (8) 知的「障害」生徒の高校入学を保障するため、これまでの「調査研究校」や「自立支援推進校」などの経過や成果をふまえ、豊中市内の公立高校をすべて「自立支援コース設置校」とするなど、受け入れの拡大をさらにおこなうよう強く府教委（府教育庁）にはたらきかけること。
  - (9) 「障害」のある保護者が日常的な学校との連絡、訪問などに支障のないように対策をおこなうこと。

### 【在日外国人・多文化共生教育】

3. 在日外国人・多文化共生教育推進のため、次の事項を要求する。

- (1) 在日韓国・朝鮮人の子どものための「ハギハッキョ（夏期学校）」「ハギハッキョキャンプ」  
「韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい」の予算確保や民族講師の配置をおこなうこと。
- (2) 各校での在日外国人教育や多文化共生教育推進のための予算確保や民族講師の配置をおこなうこと。
- (3) 「韓国・朝鮮のことばとあそびのつどい」を地域の学校でも実施できるように充実させること。
- (4) 小学校外国語体験活動実施にあたって、ルーツのある子どもの理解につなげることができるようにするなど、人権教育の観点をふまえた授業内容を展開することができるようにすること。
- (5) すべての教職員に対して「在日外国人教育基本方針」や「ハギハッキョ」などのとりくみについての研修・初任者研修を、協議のうえ充実させること。
- (6) 豊中市在日外国人教育推進協議会〔市外教〕の活動を円滑にするため、加配や時間講師などの措置を継続すること。
- (7) 在日・帰国・渡日の子もたちが集まる場となっている「多文化フェスティバル（主催：と

よなか国際交流協会、後援：豊中市教育委員会）」の予算確保をすること。

- (8) 通訳・日本語指導の専任スタッフを確保し、60時間を上限とせず、各校の実態に即して対応し充実・拡大に努めること。
- (9) 管理職を含めたすべての教職員に対して、在日外国人教育と多文化共生教育についての理解と推進することの必要性を周知徹底すること。
- (10) 日本語指導が必要な児童生徒に対し、必要なサポートが市内全域に行き渡るよう、指導体制や機関を整備すること。「日本語初期指導センター」については、インクルーシブ教育の理念のもと、「分ける」ことにつながらないようにすること。
- (11) 「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」をおこなう高等学校を豊能地区でも設置するよう府に求めること。また、私立高校の入試でも受験上の配慮がおこなえるよう、関係各機関に働きかけること。
- (12) 渡日児童生徒相談室が十分に機能し、活用できるように設置場所を検討すること。
- (13) 帰国・渡日児童・生徒・保護者への「学校生活サポート事業」を継続し充実をはかること。
- (14) 学校メールや配布物、学校用文書の翻訳などを十分におこない、すべての保護者に情報がいきわたるよう、各校へ周知徹底すること。
- (15) 外国人の教員採用と管理職登用について国籍上の差別を撤廃するよう府・国にはたらきかけること。また、豊能地区として教員採用の際に教諭として採用する、もしくは教諭（指導専任）の教員も管理職に登用すること。
- (16) 外国籍の児童・生徒の教育を受ける権利が損なわれることがないように対応すること。
- (17) 母語指導を保障するための相談機関の設置や情報提供をおこなうこと。
- (18) 出入国管理法等の改正によって生じている課題をふまえて対応すること。また、指導上留意すべき事項について現場に周知すること。
- (19) 外国人児童・生徒に不利益となる一方的強制送還をおこなわないよう関係機関に強くはたらきかけること。
- (20) 子どもを外国人学校に通学させる保護者の教育費負担軽減措置をおこなうこと。
- (21) 大阪府在日外国人教育研究協議会〔府外教〕研究集会の報告校に参加資料代及び旅費の予算補助をおこなうこと。
- (22) 2027年6月に開催される府外教研究集会豊能大会成功に向けての予算保障をするとともに、在日外国人・多文化共生教育推進のために大会開催の周知、支援を積極的におこなうこと。

#### 【ジェンダー平等（男女共生）教育】

4. ジェンダー平等（男女共生）教育の推進のため、次の事項を要求する。

- (1) 第5次男女共同参画基本計画および第3次豊中市男女共同参画計画にもとづき、ジェンダー平等教育を一層おしすすめること。
- (2) いわゆる「LGBTQ等」の課題をふくむ、人権尊重、ジェンダー平等の視点に立った教育が学校園所でおこなわれるよう管理職・教職員むけの研修を充実させること。
- (3) 「豊中市男女平等教育推進協議会」において、各学校でのジェンダー平等教育の推進状況や子どもたち・教職員の意識を定期的に調査すること。また、ジェンダー平等教育の今日的課

題を明らかにし、教育実践を推進すること。

- (4) 2023年度から「校務支援システム」の「書庫」と豊中市教育センター内向けホームページに掲載されている小中学校向けジェンダー平等教育啓発教材「To you」「with you」が、現場で有効に活用されるよう具体的にとりくむこと。また、更新・改定の際には現場の声を反映し、より有効な教材になるよう、事前に協議すること。
- (5) ジェンダー平等社会推進のために、とよなか男女共同参画推進センター「すてっぷ」と豊中市人権政策課女性支援係と連携して具体的施策をすすめること。
- (6) 各種調査における男女別統計の意義や必要性を見直し、不必要な男女別調査・統計の廃止におけとりくむこと。なお、性別が必要な調査等の場合には「性別」ではなく「性自認」または「性別（性自認）」とするなど十分な配慮をおこなうこと。
- (7) 人権、ジェンダー平等の視点にたち、「性的指向・性自認」（SOGI）の観点を含む包括的な性の教育をすすめること。
- (8) 児童・生徒への「スクールセクシュアル・ハラスメント」防止に努めるよう、教職員はじめ児童・生徒に、相談窓口や「子どもを守る被害者救済システム」を広報周知し、そのためにも子ども向けリーフレットを作成し配布すること。
- (9) DVやデートDV、スクールセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権侵害であるという認識を深めるための教育をすすめ、暴力によらない問題の解決方法の構築、あらゆる暴力を許さない社会づくりにとりくむこと。また、「すてっぷ」のデートDVの出前授業や「教職員向けDV被害者対応マニュアル」とその概要版の活用をすすめること。

#### 【四中夜間学級】

5. 四中夜間学級について、次の事項を要求する。

- (1) 「教育機会確保法」施行（2017年2月14日）や文部科学省通知（2015年7月30日）、「夜間中学の設置・充実に向けて」【手引】（第3次改訂版：2023年1月）、「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（2023年9月）などをふまえ、義務教育未修了者や形式卒業者（実質的義務教育未修了者）の教育や学びを保障すること。また、四中夜間開設50年を機会にさらなる充実とより多くの人へ夜間中学校の存在や意義を周知する具体的なとりくみをおこなうこと。
- (2) 第2期豊中市教育振興計画（「ともに学ぶ教育の推進」施策）にある「第四中学校夜間学級において、中学校を卒業していない人やまたは実質的に十分な教育を受けられないまま中学を卒業した人に向けて、国籍を問わず、学びの機会の確保・充実を進めます。」をふまえ、その実現において具体的な施策や対応をおこなうこと。
- (3) 2022年5月27日に「2020年国勢調査」の基本集計が公表された。その結果、全国の義務教育未修了の人数が少なくとも89万8748人であることが明らかになった。市教委として、豊中市における「未就学者」と「最終卒業学校が小学校」である人の実態をふまえ、基本的人権としての「学ぶ権利」や「学ぶ機会」を保障する観点から、国や大阪府と連携して具体的な施策や対策をおこなうこと。
- (4) 義務教育未修了者や形式卒業者（実質的義務教育未修了者）の夜間中学校への入学を居住地や勤務地で制限せず、近隣他府県からも通学可能な場合は入学できるよう、当該教育委員会

など関係部署で協議と対応を継続すること。また、何らかの事情で府内住所の届け出がなくても、府内に居住実態がある場合は、個別状況を勘案して入学できるよう柔軟に対応すること。

- (5) 在籍する生徒の生活実態に見あう就学援助費をこれまでどおり支給すること。また、豊中市以外に在住する生徒についても、豊中市と同様に在籍中は就学援助費を支給できるよう居住市町村と連携して対応すること。
- (6) 健康面や補食給食の意義などをふまえ、補食給食費については予算の確保を今後も継続するとともに、多様な生徒実態に応じた質や内容の向上をはかること。
- (7) 多様な生徒実態をふまえた学級編制を弾力的におこなうとともに、単独校の夜間中学校に準ずるように定数改善や夜間中学加配や支援員などの人的配置を拡充し継続すること。
- (8) さまざまな国籍の生徒在籍が進んでいる実態もふまえ、「基礎学級」や「日本語指導対応」加配の実現や常勤の支援員・通訳・カウンセラーなどを拡充すること。また、「とよなか国際交流センター」や「豊中市社会福祉協議会」など関係諸機関との連携推進を支援すること。
- (9) 施設・設備・備品についての要求
  - ①緊急時の安全対策をおこなうこと。学校内の段差の解消（バリアフリー）を図ること。
  - ②教育課程実施に必要な夜間学級専用教室等の確保をおこなうこと。また、印刷室・資料室・食堂・更衣室・事務室の設置と必要備品の整備をおこなうこと。
  - ③設置された保健室や相談室に必要な備品を早急に整えること。
  - ④ICT関連機器を引き続き整備・充実すること。
  - ⑤教材づくりや案内ポスター掲示、行事などで必要なカラー拡大コピー機を設置すること。
- (10) 入学相談時や生徒面談時、健康診断受診時の通訳派遣を継続すること。また、入学をひかえた体験入学生徒を健康診断の受診対象とすること。あわせて、国や大阪府に対して健康診断やスポーツ振興センターなどに関連する説明文書や資料について、わかりやすい日本語や在籍生徒の母語での翻訳を求めること。
- (11) 近畿夜間中学校連絡協議会や全国夜間中学校研究会の行事实施にあたって、市の助成金を支給すること。また、連合運動会実施・作品展搬入・搬出にかかわる支援や四中夜間担当行事の会場確保や予算措置などをおこなうこと。
- (12) 生徒募集・入学についての要求
  - ①生徒募集のための広報活動を拡充させ、豊中市のホームページや広報誌、公共施設や公共交通機関の掲示板、地域の掲示板や回覧板などを積極的に活用し、市内での募集活動を強化すること。また、周辺市町村とも連携して広報活動をおこなうこと。
  - ②周辺市町村に対して募集活動推進を積極的にはたらきかけること。
- (13) 校外学習や学習旅行などの参加のため、バス借上げ費用の予算措置をおこなうこと。
- (14) 夜間中学校担当の専任学校事務職員を配置すること。
- (15) 卒業後の「学びの場」のさらなる条件整備をおこなうこと。
- (16) 転籍を求める形での学齢期の子どもの夜間中学校への受け入れについては、懸念される課題や問題もあり、慎重に対応すること。
- (17) 学齢超過者(若年)に対して安易に夜間中学校への就学をすすめるのではなく、昼間の中学校への入学を含めて、対象者の教育を受ける権利を尊重して、本人や家族の希望や意向を十分に配慮したていねいな対応をおこなうこと。

- (18) 豊中市や豊能地区において、夜間中学校に関連する研修を拡充し、さらに計画的におこなうこと。
- (19) 「豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業補助金交付」については、保護者がいる夜間中学生はもちろんのこと、成人の夜間中学生についても第四中在籍生徒として、家庭の経済的負担を軽減するためにも対象者とする。
- (20) 保育等を必要とする子どものいる場合、夜間中学校の入学を断念する、あるいは入学しても学習を継続できない事例がある。この状況を踏まえ、実効性のある具体的な条件整備を早急に図ること。

## <ジェンダー平等推進（男女共生）部にかかわる要求項目>

1. 母性保障について、基本的認識を管理職に徹底すること。生理休暇をはじめ、母性保護の諸権利が安心して行使できるようにすること。
2. 産休のとりあつかいについては、三原則（①通算16週、②産後8週の強制規定、③本人申請）を尊重し、不当な圧力をかけないこと。また、諸権利や諸手続きが本人の不利益にならないように管理職から説明させること。
3. 妊娠障害休暇・病気休暇・育児休業などについては、本人の意思で決定すること。妊娠障害休暇に引き続き産休の代替者との引継ぎ日を保障すること。
4. 育児時間や育児短時間勤務、育児部分休業や子育て部分休業、子の看護休暇の取得などの権利や早出遅出勤務を職場で複数人いても希望通り行使できるよう、また人事に不利益にならないよう管理職に周知徹底すること。豊中市小中学校教職員厚生会の「一時保育事業」や「病児保育事業」の周知をはかり、活用しやすくすること。
5. 妊娠障害休暇や病気休暇の診断書が出た場合、すみやかに臨時的任用教職員を派遣すること。また、体育実技軽減講師についても、すみやかに派遣すること。さらに、講師の運用時間については、現場のニーズに応じ、柔軟に対応すること。
6. 不妊治療にあたる教職員が仕事と治療の両立ができるように、「出生サポート休暇」の周知を含め職場環境を整えること。
7. 「育児・介護休業法（2024年5月改正）」や「次世代育成支援対策推進法（2024年5月施行）」、「豊中市特定事業主行動計画」、「男性職員の育児休業取得促進に関する指針」「おおさか男女共同参画プラン」等にもとづき、男性職員の育児休業取得が促進されるよう、また掲げた数値目標が達成できるような具体的な職場環境づくりをすすめること。
8. 子育て中の教職員が子ども・子育て支援新制度や「豊中市男女共同参画推進条例」をふまえた「第3次豊中市男女共同参画計画」、「豊中市子ども健やか育み条例」をもとにした「豊中市子育て・子育て支援行動計画～こどもすこやか育みプラン・とよなか」をもとに、仕事と子育てが両立できるよう、職場の多忙化を解消し、職場環境づくりにとりくむこと。
9. 中高年齢職員等の健康保持のためにホルモンバランス休暇の新設など府にはたらきかけ、負担軽減にとりくむこと。高齢者部分休業については、本人の意思を尊重し、十分に協議すること。
10. 夏季休業などの長期休業に実施する等、婦人科検診の受検率を高める工夫をすること。健康管理を充実させるため、検診機関・期間についてはジェンダー平等推進（男女共生）部と協議し、改善すること。
11. 「マタニティー・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」

等さまざまなハラスメントの実態を把握し、防止する体制づくりに努め、ハラスメントが起きた場合はすみやかに対応し、再発防止に努めること。

12. すべての教職員が安心・安全に働けるよう、いわゆる「LGBTQ等」の課題をふくむ、人権尊重、ジェンダー平等の視点にたって管理職・教職員向けの研修をおこなうなど、職場環境整備をすること。
13. 豊中市教委として女性活躍推進法（2016年4月施行、2022年改正施行）にもとづく「公立学校における特定事業主行動計画」を早急に策定するなど教職員の働きやすい職場環境の整備をはかること。また、策定の際には事前に協議すること。さらに、性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できるよう、人権教育の視点から具体なとりくみを推進していくこと。

## <事務職員部にかかわる要求項目>

1. 「学校事務職員の標準的な職務内容」（1995年1月）の改正に向けた協議をおこなうこと。改正にあたっては、学校事務職員の職務に関する規定が「事務をつかさどる」に改正されたことや、2020年7月の文部科学省の「事務職員の標準的な職務」に関する通知の趣旨をふまえたものとする。
2. 共同学校事務室のとりくみを推進するため、市教委として必要な条件整備をはかること。とりわけ次の点については大阪府及び豊能地区人事協議会に強く働きかけること。
  - ①共同実施加配の継続と増員。
  - ②主幹・主査の任用枠の拡大。
  - ③任用制度等の改正について、大阪府に遅れないための動向の注視とすみやかな対応。
3. 事務職員の配置・異動については次の点について十分な配慮をおこなうこと。
  - ①学校及び共同実施組織における職階や経験年数をふまえた配置。
  - ②新規採用者の複数校への配置。
  - ③異動に関するていねいなヒアリングの徹底。
4. 学校配当予算を増額すること。現状の学校配当費が学校運営経費として妥当な積算基礎及び配当額となっているか再度の検討をおこない、子どもたちの教育を保障するために十分な予算を確保すること。
5. 無償化された保護者負担費については、保護者負担の軽減と教育の充実がはかれる制度の構築に向けて引き続き整理すること。適正な会計処理のためのマニュアルの作成や事務負担軽減につながるための条件整備を市教委の責任でおこなうこと。
6. 学校給食における事務について、業務負担の軽減に向けた制度の抜本的な見直しをおこなうこと。
7. 庄内よつば学園や今後の学校再編については、開校に向けた会議に事務職員を参加させるとともに過度な業務負担を招くことがないよう効率的な方法を講じること。また、事務室の設置にあたっては、設置場所や床面積等の面で十分な機能性を確保すること。
8. 給与等支給日については、現金のとりあつかいにおける安全を確保するとともに、給与支給事務に支障をきたさないよう、大阪府の通知の遵守を徹底させること。

## <養護教員部にかかわる要求項目>

### 1. 養護教員の勤務について

- (1) 養護教員の複数配置基準の改善について、国および府へのはたらきかけを継続すること。
- (2) 養護教員の病気休暇・介護休暇の代替を今後も早急に配置すること。
- (3) 養護教員の「妊娠時職務軽減」については、臨時的任用職員を今後も早急に配置すること。また複数配置校において今後も配置すること。
- (4) 養護教員の「育児短時間勤務」について、臨時的任用職員（フルタイム）を今後も早急に配置すること。また、複数配置校において今後も配置すること。
- (5) 養護教員の「高齢者部分休業」について、臨時的任用職員（フルタイム）を配置すること。
- (6) 養護教員の臨時的任用職員の待遇改善をはかり、継続雇用・継続配置をおこなうこと。
- (7) 定数内講師配置校を決定する場合、学校状況などを十分に考慮すること。
- (8) 新任養護教員及び経験の浅い養護教員への指導について適切な時期の指導養護教員派遣などといった実質的な指導教員配置を4月当初から確実に措置し、指導養護教員の負担軽減措置を講ずること。
- (9) 庄内よつば学園の開校にあたり、統合加配として養護教員を1人増員すること。
- (10) 「出生サポート休暇」等の特別休暇がすみやかに取得できるよう環境整備すること。

### 2. 宿泊をとまなう学校行事の実施について

- (1) 看護師派遣事業の予算額を拡大し継続すること。
- (2) 看護師については、市教委の責任で確保すること。
- (3) 看護師派遣事業適用については養護教員の意思を尊重するよう学校に周知すること。

### 3. 公的保障について

- (1) 独立行政法人・日本スポーツ振興センターについて、掛金の全額公費負担の実施を継続すること。
- (2) 独立行政法人・日本スポーツ振興センターの申請書類や健康診断の受診勧告の文書料について保護者の負担にならないようにすること。

### 4. 健康診断について

- (1) 健康診断やマニュアルの変更については、事前に協議すること。
- (2) 検診基準を明確にして全校医へ周知し、学校と連携するようはたらきかけること。
- (3) 人権への配慮、プライバシーの保護、セクシュアル・ハラスメントの防止について検査機関や校医部会に働きかけること。
- (4) 検診の日程については、学校規模を考慮して設定すること。
- (5) 歯科健診記録者の全校派遣に向け条件を整えること。
- (6) 検診器具の配達や返却方法についてよりよくなるよう確認すること。
- (7) 保健関係書類や校務支援システムによる児童生徒健康診断票などの新規及び変更については事前にていねいな意見交換等をおこない、現場の意見を反映させること。
- (8) 健康診断を欠席のため受けられなかった児童生徒に対して、市内のどの校医・歯科校医でも検診を受けられるようにすること。

- (9) 不必要な学校保健統計を廃止すること。
  - (10) PHR (Personal Health Record) の導入については、個人情報保護の観点から現場と十分協議すること。
  - (11) 学校3師において職務遂行が難しい場合、代替え措置を早急に講ずる等対策をとること。
5. 子どもの安全、健康保障について
- (1) 災害時の危機管理や子どもの健康・安全確保、心のケアについての対応マニュアルを作成すること。
  - (2) 学校のアレルギー疾患の児童・生徒の対応について、学校全体でとりくめるよう、現場の実態に即した豊中市としての対応をすること。また、食物アレルギー対応食にあたっては、現場の意見もふまえ十分な協議をすること。
  - (3) 学校現場の実情に見あった熱中症予防対策をはかること。
  - (4) 学校環境衛生については、児童生徒の安全・健康保障の観点より必要な措置をおこなうこと。
  - (5) 保健室の施設、設備の充実に努力すること。
  - (6) 保健室及び多目的室や体育館等のWi-Fi等ICT関連機器環境の整備をはかること。
  - (7) 新築や改築・改修などにおける保健室の設置・設計については、学校現場の意見を尊重するとともに、養護教員部と改修内容を事前に十分協議すること。
  - (8) 今後、義務教育学校や小中一貫校が開校する場合は、当該校の養護教員が集まり、移転・設備・指導・保健室経営等の議論や相談ができるようにすること。
  - (9) 学校管理下の災害で医療機関を受診する場合の、受け入れ体制の充実を関係機関に確認すること。
  - (10) 学校における集団フック化物洗口については、事故や重大な副作用、業務負担につながることから、安易におろさないようにすること。
  - (11) 学校における緊急時の医薬品等(ブコラム®・バクスマー®)の投与について、投与が必要とされた場合の受け入れにあたっては、現場の意見をふまえ、十分な協議をすること。
6. 医薬材料費について
- (1) 割当算定基準及び学校実態、物価高の現状にあわせ減額することなく増額すること。また、とりあつかい業者が増えるよう努力すること。
  - (2) 緊急時に必要な物品については、すみやかに対応や支援をおこなうこと。
7. 学校における感染症対策について
- (1) 感染症などの流行に際しては、今後も流行の状況や医学的対策なども機敏に把握し、情報を各校にすみやかに連絡すること。
  - (2) 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス対応についての課題をふまえ、新興感染症の対応については、人権・プライバシーに配慮した対応マニュアルを早急に作成し、すみやかに学校に情報を伝えること。
  - (3) 学校は教育の場であるので、感染症の検査や予防接種について、調査や勧奨、強制をしないこと。
  - (4) 帰国・渡日の児童・生徒の保護者等には必要に応じて母国語による情報・相談・医療を保障すること。
8. 保健関係の事務手続きの変更については事前に周知させること。
9. 研修について

- (1) 教育センター等主催の研修については、養護教員がスキルアップする内容を実施すること。
  - (2) 養護教員が研修を受ける機会を確保できるよう管理職に働きかけること。
10. 「よい歯のつどい」については、今後も学校以外の公的施設で実施すること。

## <栄養教職員部にかかわる要求項目>

1. 栄養教職員でなければ果たすことのできない職務・役割を明確化・具現化し、業務の適正化をすすめる等環境を整備すること。職務の明確化にあたっては、文部科学省通知「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例の送付について」（2023年7月）および「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について」（2025年4月）の趣旨をふまえたものとする。
2. 食教育を充実させること
  - (1) 市教委が率先して舵とりをおこない、全市としての食育推進のボトムアップを図ること。
  - (2) 学校における食育を推進する全校的な体制を十分に機能させること。
  - (3) 市教委の食育推進を担う部署である学校給食課として、課に指導主事を配置する等し、各校の食に関する指導の全体計画作成や計画の実施、食育推進の校内体制づくり、また、栄養教職員や教職員の食に関する指導への助言・指導等をおこなえるよう、学校給食課の体制づくりをすすめること。
  - (4) 栄養教諭が担う職務の重要性の増大、それに伴う業務負担の増大等の栄養教諭のおかれている状況について関係者に十分理解されるよう働きかけること。
  - (5) 栄養教職員が、学校職員としての職務において、学校や教職員・保護者・地域等との協力連携、児童生徒の個別指導、食に関する指導、食教育のコーディネート等の学校教育全般にスムーズに参画し、関与することができるよう具体的配慮をすること。また、栄養教職員が「給食管理業務」と「食に関する指導」のバランスを保つことができるよう配慮すること。
  - (6) 食育基本法ならびに食育推進基本計画および学校給食法等に基づき、各教科等の農林水産業や環境、健康等を含む食に関する指導と関連づけた活用がされるよう、学校給食の献立内容の充実を図るなど、学校給食を「生きた教材」として活用することで、食教育を効果的に推進できるように図ること。
  - (7) ICTを活用した食育やオンライン会議等がスムーズにできるよう、栄養教職員に一人一台タブレットを配布するなど、ICT機器や環境を整備し、研修も充実させること。
3. 栄養教諭および学校栄養職員の配置については、業務負担軽減と食教育を充実させる観点から学校での勤務を基本とすること。さらに、学校への加配を増員すること。また、2020年度より3人から2人に配置を減らされた中学校におけるデリバリー加配を再配置すること。
4. 定数改善について府に働きかけ、栄養教諭の全校配置を推進すること。大規模給食センターを有するが故、定数での栄養教職員の配置が、他市に比べて極端に少ない現状を鑑み、当面、市費での栄養教諭の配置を推進すること。
5. 栄養教職員に産休・育休・病休・介護休暇等が生じたときは、臨時技師をすみやかに配置し、欠員状況をつくらない等栄養教職員が安心して働ける職場環境を整備すること。また、栄養教

諭の代替は栄養教諭免許保持者にすること。代替措置できない場合は、事務作業を含め業務に支障をきたさないよう支援・協力体制をつくること。このことは、給食センター等複数配置職場においても同様とすること。また、豊能地区講師希望者登録制度に栄養教職員も加えること。

6. 栄養教諭の割合を増やすこと。
7. 臨時技師を教育職である講師とする必要性について、府・国に働きかけること。臨時技師が退職する場合、後任は栄養教諭にする等、栄養教諭の負担を減らすこと。
8. 豊中市全体の学校給食調理施設のあり方について、これまでの経過をふまえ誠実に協議すること。また、学校や調理現場の意見を反映すること。
9. 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守した安全な学校給食を確保し充実させること。

#### (1) 施設・設備にかかわる改善

- ①給食施設・設備については定期検査を確実におこない、必要に応じた補修をおこなうこと。
- ②各給食施設での対応ではなく豊中市として一定の方向を示しすすめること。
- ③螢池小・庄内南小・原田小給食施設のウェットシステムにおいてドライ運用させるための条件整備を早急におこなうこと。
- ④調理後2時間以内の喫食を可能にするため、単独調理校化をおこなうこと。当面、単独調理校の拡大もしくはセンターの小規模化、ミニセンターなどの検討をおこなうこと。
- ⑤パン・牛乳の容器について、その改善を協議すること。今後、牛乳パックをリサイクルする場合、学校でスムーズに移行できるよう整備すること。
- ⑥螢池小・庄内南小給食施設の適温給食をすすめるために、施設・設備を充実すること。

#### (2) 安全・衛生にかかわる事項

- ①委託事業者は、給食業務全般を通して、文科省・学校給食衛生管理基準、及び、HACCP の概念に基づいて衛生管理を確実におこなうこと。また、各業務に必要な人員を適正に配置すること。
  - ②委託事業者は運営協議会において、市より意見が出た場合、速やかに適切な対応をすること。
  - ③納入業者へは衛生水準の維持、納入物資の確認などの指導を徹底すること。
  - ④生の果物は、できるだけ減農薬か特別栽培農産物を使用し、人参・玉ねぎに関しても献立原案通り、定期的に特別栽培農産物を使用すること。
  - ⑤食品添加物の排除に努め、原材料が明らかになる手作りを基本とすること。
  - ⑥市として輸入食品・遺伝子組換え食品・ゲノム編集・環境ホルモン・減農薬・特別栽培農産物等の給食への使用についての見解を保護者・市民に対して明らかにすること。
  - ⑦給食関係職員のノロウイルスを含む感染性胃腸炎発症時における対応はマニュアルを都度更新し、関係職員へ内容の周知徹底を図ること。
  - ⑧文部科学省の学校給食衛生管理基準を遵守し、当面、学校給食センターにおいて前日処理をおこなうことについては市教委として責任を持つこと。
  - ⑨SDGs の観点から、学校給食に使用する食品の廃棄を減らす努力をすること。また、マイクプラスチックの課題など、昨今の社会情勢をふまえ、ビニール等の使用の削減をすること。
10. E I B U N のシステム改修をおこなう場合、栄養教職員等の業務負担にならないようにすること。
  11. 学校給食費の収支状況をふまえた予算の計画執行をおこない、献立作成に混乱をきたさないよ

うにすること。

12. 学校給食を完全公費負担とするよう国にはたらきかけること。

13. 給食献立の充実

(1) 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者として、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めること。

(2) 2021年4月1日一部改定の学校給食摂取基準を考慮しながら、適用にあたっては、子どもたち個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

(3) 走井・原田南給食センターの食数のバランスをとり、献立の向上に努めること。

(4) 学校給食にかかわる諸問題が起きた場合は、調理現場、学校現場の意見が十分反映できるよう、その都度協議すること。

(5) 新しい献立導入にあたっては試作調理研究費用を今後も継続して予算化すること。

14. 食物アレルギー対応食について、十分な協議をすること。

(1) 市費で専門の栄養士を配置すること。

(2) 市としての「豊中市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」と、「アレルギー疾患に対する学校対応マニュアル」を一本化し、「アレルギー疾患に対する学校マニュアル」のなかに学校給食における対応も入れこみ、学校現場がわかりやすくなるよう整えること。

(3) 関係各者（学校長・養護教員・学校医・保護者・教育委員会（給食センター）等）が十分な連携がとれるよう協議の場を設けること。

(4) 食物アレルギーのある子どもについての現状を把握し、安全第一としながら可能な限り配慮した対応をおこなうこと。また、給食献立の急な変更等は、学校、家庭に、至急かつ確実に連絡が届くよう体制を整えること。

(5) 新たなアレルギー除去食の導入には、十分な検討時間をとり、その都度誠実に協議をすること。

15. 調理現場（特に単独調理校）の職員に欠員が出た場合は、速やかに代替職員を配置すること。

16. 現在ある単独調理校については、現存させること。また、庄内地域における「魅力ある学校づくり」計画においても庄内さくら学園・庄内よつば学園とも1年生から9年生まで単独調理校方式とすること。

17. 中核市移行ならびに人事権移譲に伴って減少した研修の機会を保障すること。また、栄養教諭の研修、特に専門的な研修については、栄養教諭の参加しやすい日程を調整すること。

18. 走井学校給食センター及び原田南学校給食センターの食数の変更や職員配置については、必ず豊中市教職員組合と協議すること。特に走井学校給食センターの負担を減らすこと。

19. 学校給食課に配置されている小・中・義務教育学校専任の市費の専門職（栄養士）が豊中市全体の学校給食の衛生管理等に関して積極的なかわりをもつこと。

20. 中学校給食については、学校現場・子ども・保護者の意見を反映する機会を設け、内容を改善していくこと。特に、献立については、食育につながる献立（教科と結びつく献立や行事食など）を増やすなど、さらに工夫をしていくこと。また、全員喫食については、今後も学校現場との調整を充分におこなうこと。

21. 今後、小・中・義務教育学校の給食献立が統一されるにあたり、献立立案等がスムーズにすすむよう体制を整えること。2028年から予定されている民設民営による中学校給食提供に関

して、学校現場・生徒・保護者の意見を反映する機会を設けること。

## <南部校にかかわる要求項目>

1. 南部の学校が直面している切実な課題の解消や教育環境の整備充実をはかることなど、子どもの豊かな学びの保障や教職員が安心・安全に働ける職場環境の整備をはかること。また、庄内よつば学園開校にかかわって、教職員の負担が軽減されるように人的配置を十分おこなうこと。
2. 南部校の課題を解決するために、全校に子ども支援コーディネーターを配置すること。
3. 子どもたちの学力を保障するために少人数加配を適切に配置すること。
4. 市教委の「魅力ある学校づくり」計画については、南部の子どもたちの教育環境の一層の充実において、学校現場からの意見を十分にふまえ、これまで南部の学校が大切に積み重ねてきた教育が後退することのないよう、計画の課題や問題点を解消していくこと。
5. 「義務教育学校」の設置にあたっては、参議院文教科学委員会での附帯決議にある「我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により子どもたちの学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること」を十分ふまえ、対応すること。
6. 通学区域の拡大により、通学路の安全確保など適切な対策をとること。
7. 南部地域の大規模改修に該当しない学校について、計画的改修をすすめること。また、各学校からの施設・設備の要求についてはすみやかに対応すること。さらに、改修にあたっては現場教職員との協議をおこなうこと。
8. 南部地域の教育充実におき、予算配当などの施策を積極的におこなうこと。
9. 南部校の課題に迅速に対応できるよう、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）をすべての学校に配置すること。